

大僧正明尊とその時代

久保木 秀 夫

要 旨 大僧正明尊（九七一—一〇六三）は、生涯を通じて関白藤原頼通に親近し、摂関家の宗教的側面を支え続けた高僧である。本稿ではその明尊の伝記と、周辺の文学・史実について若干の考察を行う。特に長暦二年（一一〇三八）以降に捲き起こった天台座主問題、及び康平三年（一一〇六〇）に頼通が主催した明尊九十賀を中心論じること、明尊が生きた頼通の時代の一側面を明らかにしたい。

藤原清輔の「袋草紙」に見られる、

又明尊僧正九十賀ハ、宇治殿ノセサセ給也。杖歌ハ召伊勢大輔。

ヨロツヨラ竹ノ杖ニソ契ツル久クツカン君カタメニト

頼基ハ承平中宮御賀杖歌ヲヨム。能宣ハ大入道殿御賀ニヨム。二代勤此役。依重代召之。定励侍ケメトモ、是又不入物歌也。此賀歌ハ、宇治殿大ニ条殿堀川大臣土御門右大臣等、説給ヘリ。序者土御門殿也。其一句云、過八十（マ）廻（マ）、如來猶不示九（マ）微（マ）。若師房所難量也。時人珍重之由謳歌云々。杖返歌ハ前律師慶暹歌也。彼僧正第（マ）子也。

君ヲ祈ルトシノ久クナリヌレハ老ノサカユク杖ソウレシキ

という話は、大中臣家重代歌人に関するエピソードとして大変有名なものである。ここには康平三年（一〇六〇）の大僧正明尊九十賀において、大中臣輔親女の伊勢大輔が遣杖歌を代作したこと、主催者の関白藤原頼通が彼女を召したのは重代ゆえであったこと、また明尊の代わりにその弟子慶暹が返歌を詠んだこと、などが記されている。実は慶暹が輔親の養子であり、すなわち遣杖歌の贈答は姉弟間で交わされたものだった、というような点については、右の二首の解釈とともに、諸注釈・諸論文において繰り返し指摘されてきたことなので、今更多言を要すまい。本稿で論じたいのは、そうした大中臣家重代歌人の在り方についてではなく、この時の被賀者明尊の方である。九十賀ということからもわかるように、大変な長寿を保った明尊は、その生涯を通じて頼通に親近し、宗教的側面において摂関家

を支え続けた。そのような明尊の伝記を調べ、周辺の文学や史実を考えていくことは、文学史的にさまざまな問題を含む頼通の時代の、とある一端を明らかにすることに、やがては繋がっていくはずである。

二

『寺門高僧記』によると明尊の生年は天禄二年（九七一）で、没年齢から逆算しても合致する。祖父は三蹟の一人として名高い小野道風、父は兵庫頭奉時である。『元亨釈書』では奉時に「トモトキ」とルビが振られており、その点に注目された後藤祥子氏は、『元輔集』などに登場する「兵庫頭ともとき」と同一人物であろうと論証された。⁽¹⁾また同論において後藤氏は、益田家蔵の小野道風画像に付された伝明尊作の識語をも紹介された。稿者は実物は未見だが、京都市竹僊堂蔵とされる模写手鑑には、その識語の模写切と思われる一葉が貼られている。⁽²⁾

みをあきかせに

きかは

はて、ん

き

はなす、

いかにかせまし

ほにはいてぬ

木工頭小野朝臣道風の肖像父内記小野

朝臣拳時所拝寫之也故以曾祖父道風

朝臣之詠誦書之安于當院

于時永承三年十一月十一日天台座主明尊

花押

散らし書きの和歌は『後撰集』所収の道風詠（卷五・秋上・二六七）。続けて記されている識語によると、父「拳時」の手になる道風の肖像画に、あとから明尊が書き添えたものという。さてこの資料で注意されるのは、今述べたように明尊の父の名が「拳時」とあり、また道風が「曾祖父」だったとされている点である。事実識語の作者を明尊と認めるならば、自身が家系について語った一級資料となるわけだから、その記述にも当然信を置かねばならない。そうした場合、最も合理的な解釈としては、

道風——奉時——拳時——明尊

といった系図を想定することだろうか。しかし「小野系図」（以下統群書類従本に拠る）や「元亨釈書」など、いずれも道風を祖父、奉時を父とする点で一致しており、道風の曾祖父説を証する資料は現在のところ見出せない。また「拳時」なる人物も他書に知られず、あるいは「奉」を「拳」に誤ったものかとも思われる。加えて末尾に「于時永承三年十一月十一日天台座主明尊」とあるのも疑問で、確かに明尊は永承三年（一〇四八）八月十一日に天台座主に補されたが、後述するようにその二日後の八月十三日には、早くも座主職を退いている。つまり永承三年十一月十一日の時点で、明尊は天台座主ではなかったのである。こうなると、右の識語は資料としてやや疑わしいものとせざるを得ない。それでもわざわざ引用したのは、この識語が、能書家道風の後裔であるという明尊の「家」意識を、実に

よく表していると思われるからである。『万代集』に見られる次の一首は、そうした意識を念頭に置いて読む必要がありそうである。

僧都遍救、戒牒をあつらへて侍りけるを、返しつかはずと

て

前大僧正明尊

家の風吹き絶えにしをさがにのいかさまにかは書きもつくべき（巻十五・雑二・三〇六八）

「戒牒」とは受戒の証明書のことである。受戒当日に戒師・十師、また治部省・玄蕃寮などの署名・押書が加えられて正式な文書となるその戒牒は、あらかじめ受戒者側が用意しておくものだった。⁽⁴⁾ただ必ずしも受戒者本人が作成するわけではなかったらしい。寛和二年（九八六）三月二十二日の円融院受戒を記録した『太上天皇御受戒記』によると、その時の円融院の戒牒は大江齊光作、藤原佐理筆であったという。佐理が筆者となったのは、もちろん彼が当代随一の名筆だったからであろう。こうした事例は決して珍しいことではなかったようで、世尊寺伊行の『夜鶴庭訓抄』には、

出家して戒牒と申ものあり。四月十一月にあり。檀紙下絵あり。三枚奥に比丘といふところをば、必三行に書べし。端の行よりは少し引き上げて高く書く。座主の判所、真に可書。

という書式の故実まで記されている。このうちの「比丘といふところをば、必三行に書べし」は、おそらく『三十五文集』に見られる道長の戒牒の、

寛仁四年十二月十四日比丘 謹疏

作者義忠

清書

という末尾部分のような書式を言っているのだろう。「清書」の下は空白となっているが、実物には「作者義忠」同様に筆者の署名も入っていたはずである。こうした書式からしても、能書家による戒牒の清書は半ば慣例化していたものと考えられる。

このような背景を踏まえて読むと、先の歌はわかりやすい。要するに明尊は、遍救から戒牒の清書を依頼されたわけである。祖父道風に引き続き、父奉時も「以能書輩為最」（「官職秘抄」）という大内記職に就くほどの（「小野系図」）能書家だった。当然明尊も遍救はじめ諸人から、名筆の流れを汲む者と見做されていたのだろう。ところが明尊は、遍救の求めに応じることなく、戒牒に一首を添えて返却した。初句の「家の風」とは言うまでもなく、重代の能書を誇った小野の家風を指している。その家風は自分の代で途絶えてしまい、父祖と違って書に秀でてもないのに、戒牒などどのようにして書くことができようか——謙退とも受け取れるこの歌は、しかし明尊を名筆とする資料が見当たらない点からすると、偽らざる本心であったのかもしれない。いずれにせよ、先の識語にも表れていたような、家風を尊び家系を重んじる意識は、確実に明尊の中にあっただと思われる。

三

明尊は寺門派、すなわち円珍流の権僧正余慶（第二十代天台座主）に入室し、また智静や慶祚、賀延らにも学んだ。その徳行は一条天皇に深く賞され、「此任也今古尊唯一人而已」である八宗総博士に任ぜられたという。寛弘五年（二〇〇八）十二月十四日には灌頂して総持院阿闍梨となった（以上「寺門伝記補録」）。寛仁元年（一〇一七）十二月二十五日、権律師として僧綱入りを果たし、以後権少僧都—権大僧都—大僧都—権僧正と順調に昇進、その間に第

二十二代園城寺長吏などにも補され（「園城寺長吏次第」、長曆二年（二〇三八）六月十八日、六十八歳にして大僧正に至った（以上「僧綱補任」⁶）。長久元年（二〇四〇）十二月十三日、園城寺内に円満院を創設したことから（「春記」同日条）、明尊は「円満院大僧正」と呼ばれ、また志賀の地に小野氏の祖神を祀った小野神社があったからである⁷）、「志賀大僧正」とも呼ばれた。「統千載集」に見られる、

志賀にて浪の立ちけるを見て

大僧正明尊

志賀の浪苦空無我とは立たねども聞けば心ぞ澄みわたりける（卷十・釈教・九三〇）

という歌は、よって明尊詠としてまことにふさわしいものと言えよう。詞書に従えば、明尊が志賀の地に立ち、琵琶湖の浪を実際に見て詠んだ歌、ということになる。二句目の「苦空無我」とは苦・空・無常・無我の略で、すなわちこの世界は一切が苦しみである、という尊い真理（苦聖諦）の四種の表れ方（四行相）のことである。「栄花物語」卷二十二「鳥の舞」における、法成寺薬師堂遷仏の場面には、

池に色々の蓮華並み寄りて、風涼しう吹けば、池の浪苦空無我の声を唱え、諸波羅密を説くと聞ゆ。

という記述が見られ、「浪」に「苦空無我」を求める点で当該歌と共通している。「栄花物語」に関してよく言われるのと同様、おそらく当該歌も「観無量寿経」の、

次当想水、想水者、極楽浄土、有八池水。一一池水、七宝所成、其宝柔軟、（略）其摩尼水、流注華間、尋樹上下、其声微妙、演説苦空無常無我・諸波羅密、

に拠っているのだろう。これは阿弥陀仏の浄土に生まれるための十六観のうち、五番目に当たる八功德水想観の一節で、極楽の池に流れる宝珠の水は、美しい音を立てて苦空無常無我・諸波羅密の教えを説いている、といった意味かと思われる。当該歌はつまり、その極楽の池水と志賀の浪とを引き比べているのだろう。志賀の浪は苦空無我を説く

わけではないが、それでもその波音を聞くと、あたかも極楽の池水の声を耳にしているかのように、心が澄み渡っていくことだ、というのである。

このように理解してみても、しかし当該歌が実際に明尊の詠であったか、という点については、実はいささか問題がある。『続千載集』では当該歌の直前に、

観音院にてよみ侍りける

権僧正智弁

観念の心し澄めば山風も常楽我浄とこそ聞こゆれ (巻十・釈教・九二九)

という余慶の歌⁽⁸⁾〔智弁〕は余慶の諡号) が置かれているが、『続千載集』に先立つ『万代集』には、

観音院にてよみ侍りける

智弁権僧正

志賀の浪苦空無我とは立たねども聞けば心ぞ澄みまさりける (巻八・釈教・一六四三)

観念の心し澄めば山風も常楽我浄とこそ聞こゆれ (一六四四)

とあって、以上の二首のいずれもが余慶詠として見られるのである。当該歌に関してはほかに拠るべき資料がなく、明尊の作か余慶の作か、俄にはどちらとも決しがたい。ただこの場合、右の二首の歌内容が判断材料のひとつとなるうか。二首目の「常楽我浄」とは、『大般涅槃經』が説くところの、悟り(涅槃)に備わる四つの徳のことである。稿者は教義に通じていないが、『大般涅槃經』において常楽我浄は、苦空無我という真理をさらに超える理念とされているようである。⁽⁹⁾例えば諸行無常を論じる聖行品第七之四のうち「心若常者応常修無常。尚不得観苦空無我。況復得観常楽我浄」という一節、つまり心が常ならば当然無常を修するべきだが、それでもその人は苦空無我を観じ得ず、ましてや常楽我浄を観じることなどはできない、という一節などは、常楽我浄の優位性をよく示しているように思われる。そうした点を踏まえつつ、当該歌から「観念の…」の歌へと繋がる『万代集』の歌順(つまり『続千載集』と

は逆)に従い、二首を続けて読んでみると、苦空無我の声のごとき志賀の波音によって心が澄み渡り、そうして観念の心が澄んだので、山風も常楽我浄を唱えるかのように聞こえることだ、という意となつて、それが苦空無我から常楽我浄へという、『大般涅槃経』の教義によく当てはまっていることに気づくだろう。おそらく当該歌は、本来「観念の…」の歌と一組で、『大般涅槃経』の思想を表現していたのではなからうか。となると、これら二首の在り方としては、当然『続千載集』よりも『万代集』の方が適切であることになる。ならば作者に關しても、『万代集』に從つて余慶と考えるべきだろう。『続千載集』にいう明尊説は、当該歌の「志賀の浪云々」という内容と、明尊の「志賀大僧正」という号とが結びついて生じた異伝とみておきたい。

四

明尊がその生涯に参加した宗教行事はかなりの数に上るが、煩雜になるので多くは触れない。本稿では直接文学と關つてくる次の二つに標準を絞る。

まず永承三年(一〇四八)三月二日の興福寺供養。これは永承元年(一〇四六)十二月二十四日に焼亡し、その後再建が進められていた興福寺の造立供養である。時に大僧正だった明尊は、関白頼通以下の諸卿が参加したこの盛大な供養において、法会の中心的存在である導師の役を務めた(『寺門伝記補録』⁽¹⁰⁾ほか)。「新勅撰集」の、

大僧正明尊山階寺供養の導師にて、草木成仏の由説き侍り

けるを聞きて、あしたにつかはしける

大僧都深観

草木まで仏の種と聞きつればこのみちならむことも頼もし(卷十・釈教・五七九)

返し

大僧正明尊

誰も皆仏の種ぞ行はばこの身ながらもならざらめやは(五八〇)

はその折の贈答歌であろう。「草木成仏」とは、一切衆生のみならず、無情の存在である草木類も、仏となる可能性(仏性)を本来的に持っている、という思想である。贈歌の二句目に見られる「仏の種」は、仏教語の「仏種」を訓読したものでろう。仏の種族、仏の系統に属するものといった意の、仏性の類語である。問題は四句目で、「このみちならむ」というのはどうにも解しにくい、すでに「新編国歌大観」の解題でも指摘されているように、穂久邇文庫蔵の伝為家筆・定家自筆識語本では、定家自身による訂正が施され、「このみのならむ」となっている⁽¹⁾。この本文で読むと次のようになろうか。まず深観が、草木成仏の説法の感想として「草木までが仏種であると聞いたので、この我が身の成仏も期待ができる」という歌を贈り、それに対して明尊が「草木と言わず衆生と言わず、誰もが皆仏種であるのだ、しっかりと修行をすれば、こんな我が身であつても成仏できないことがあろうか」という歌を返した。このように「この身の」ならば歌意も通じ、また返歌の「この身ながらも」ともよく対応する。おそらくは穂久邇文庫本における訂正文を古態と認めてよいのだろう。ところで深観なる僧は花山院の第四皇子。この供養の次第を詳細に記録した『造興福寺記』には、「導師大僧正明尊。呪願大僧都深観」とあつて、その深観が呪願を務めていたことが知られる。呪願は導師が願文を読み終えたあと、続けて呪願文を読み上げる大役で、つまりこの供養において深観は、明尊に次ぐ重要な存在であつた。言ってみれば二人はコンビを組んでいたのである。この供養には百官百僧が参列していたが、その中で明尊に歌を贈ったのが、ほかでもない深観だつたということも、そうした二人の関係を考慮に入れば納得がいく。右のような贈答が、供養の翌朝に交わされるだけの必然性はあつたと見えよう。⁽¹²⁾

次に永承七年(一〇五二)九月十九日の園城寺新羅祭礼。『古今著聞集』巻一には次のような話が見られる。

三井寺の鎮守新羅明神は、娑竭羅龍王の子なり。智証大師渡唐の時、大師の仏法をまもらんと誓ひ給ひて、形をあらはしてかの寺に跡を垂れ給へるなり。円満院の僧正明尊、はじめて祭礼を行はれける時、明神よろこばせ給ひて、一首の和歌を託宣し給ひける、

唐船に法まもりにと来しかひはありけるものをここの泊に

新羅明神は園城寺の護法神である。『寺門伝記補録』によると、寺門派の祖である智証大師円珍が、天安二年（八五八）に唐より帰朝した際、船中に新羅明神が現れて護法を約し、またその翌年には、円珍の住む比叡山の山王院にも姿を現して「此地異日必有喧争。不堪置經書。南行數里。是為勝処」と告げたという。円珍は指示どおり三井の地に赴いて園城寺を再興した。同行していた新羅明神は寺の北野の三楹杉に鎮座したので、そこには祠が造られ神像が安置された——このような経緯はもちろん伝承に過ぎないが、しかし天祿二年（九七一）五月五日には正四位下が（群書類従本『僧綱補任抄出』）、また永承四年（一〇四九）九月一日には三位が（『寺門伝記補録』）、実際に新羅明神に授けられている点からすると、この時代に相当深い信仰が寄せられていたことは確かだろう。その新羅明神に対する祭礼を、明尊が初めて行ったのである。『園城寺伝記』によると、当日の祭儀のさまは「前代未聞壯觀」であり、唐の例に倣って劍一千本が供えられたという。また喜んだ新羅明神が「唐船に……」の歌を託宣したともいうが、それは右の「古今著聞集」と同じである。当該歌はまた『統古今集』（巻七・神祇・六九二）や『万代集』（巻七・神祇・一五三九）、『袋草紙』にも見られ、広く世上に流布したらしいことが知られる。ところで『寺門伝記補録』には、当該歌の詠作事情についてももう少し詳しく、

時神託和歌曰。唐船ノ歌
出上前。此歌者神鎮座之時御詠也。今復唱之。挙昔時喜。今表祭祀權納之意者乎。従是天下偏

知此神詠。

と記されている。つまり当該歌はもともと貞観元年（八五九）園城寺に鎮座した時の神詠であり、それを今復唱することで、この祭礼を喜んで受け入れたという意を表わした、というのである。「唐船ノ歌出于前」という割注は、右に先立つ鎮座の場面の、

新羅神留寺北野。鎮座三極杉。時無數眷属来围绕。神歌曰。唐布禰爾乃利麻保里爾登古志加飛者阿利氣留物遠
古乃登末里爾

という記述を指す。ここには確かに当該歌が見え、唐船に乗って法を守りに来た甲斐があつたことだ、この園城寺に留まることになって、というその歌意からしても、来朝し園城寺に鎮座した直後の詠として不都合はなく、むしろよく当てはまっていると言えよう。当該歌の詠作事情としては、おそらく『寺門伝記補録』に信を置いてよさそうである。このような伝承は他書に見出すことができないが、それは傍線部Bに「従是天下徧知此神詠」とあるとおり、当該歌が永承七年の祭礼をきっかけとして、初めて人口に膾炙したためであろうと思われる。つまり明尊の行つた祭礼における詠、ということだけが後世に伝えられ、鎮座の時の詠というもとの詠作事情は、ほとんど知られないままになってしまった、ということだろう。先に引いた『古今著聞集』が、鎮座詠であることに一切触れていないのは、そうした当該歌の流布事情を、あるいは反映しているのかもしれない。

五

明尊が史上にその名を知られるのは、十一世紀中葉の天台座主問題、及び園城寺戒壇設立問題に深く関与していたことによる。後者についてはすでに坂本省三氏の詳しい論考があるので、⁽¹³⁾ここでは前者を取り上げ、その経緯を明

らかにしておきたい。

撰関文化の爛熟期と言われる頼通の時代は、また天台宗において山門派（慈覚大師円仁流、延暦寺）と寺門派（智証大師円珍流、園城寺）の抗争が激化していった時代でもあった。天元四年（九八一）十二月、代々山門派によつて占められていた法性寺座主職に、明尊の師である余慶が任じられたことで表面化した両門の対立は、永祚元年（九八九）九月の余慶の天台座主一件（山門派の妨害により着任後三ヶ月で辞退）や、正暦四年（九九三）八月の寺門派離山（山門派の横暴に堪えかねた慶祚・賀延らが一門を率いて大雲寺へ避難、のち園城寺に移居）などを経て、長暦二年（一〇三八）に明尊が、第二十八代天台座主の有力候補となつたことにより一層深まつた。その経緯については『古今著聞集』巻一に手際よくまとめられている。

長暦二年に天台座主の闕いできたりけるに、三井の明尊大僧正をなさるべきよし、関白殿しきりに執し申させ給ひけり。山僧、この事を聞きて蜂起して、十月二十七日、五六百人下浴して、左近の馬場にあつまりて奏状を奉りにけり。この事によりて霜月の受戒もとどまりにけり。同じき三年二月十七日、山僧、関白殿の門前へ参りて、うれへ申しけり。十八日にも参りて、をめきののしる声おびたたくぞ侍りける。平直方・同繁貞に仰せられて、ふせがせられけるほどに、たがひにきずを蒙る者おほかりけり。かかるほどに、山の教円僧都、明尊僧正と同意の聞えありければ、山僧、教円を搦めて逃げ去りにけり。とかく怠状してゆりにけるとかや。さて教円僧都、座主にはなりにけり。頼寿・良円両僧都、蜂起の張本なりとて、勅勘かぶりにけり。

天台座主に欠ができたのは、同年九月七日に第二十七代座主の慶命が入寂したからである。その後任に、関白頼通は明尊を強く推した。『春記』同年十月十二日条には、後任問題について後朱雀天皇から内密に諮問を受けた実資の、「関白以明尊深有可補座主之心、是依為第一者歟、非無其理」という言葉が見られる。僧綱の序列から言えば、確か

に頼通の意向も筋が通っていないわけではない、というのだが、しかし続けて「然而末代之故、依此事一山仏法可亡滅、依一僧事、満山破亡甚愁也、又国家重事也」とも語り、山門派の反対によって混乱が生じること強い懸念を表している。実は内心実資は、実子である良田を座主にと望んでいたらしいのだが（同二十二日条）、それはともかく、実際「公家以大僧正可被補座主」との風聞が比叡山に達すると、山門派の間に「儲弓箭企合戦事」という不穏な動きが始まった（同十六日条）。同月二十七日には慈覚門徒二、三千人が内裏に押し寄せて愁訴するに至り、そのうちの五、六百人は左近馬場に群集した。頼通はその人数に驚きながらも、「只可依愁状之是非、專不可依僧徒之多少歟」という態度で臨むと語った。僧侶達のほとんどはその日のうちに帰山したが（慈覚門徒を補すべき由の宣旨が下ったという浮説を信じたらしい。以上、同二十七日条）、以降は寺務が停滞し、その結果「今季天台受戒已以停止、万余人沙弥自遠近国上道、今依停止涕泣帰参」という事態にまで陥った（同十二月七日条）。さて一方、そのようにして愁状を受け取った頼通であったが、しかし明尊を補さんとする意思是結局変えようとせず、翌三年には朝議において内定の決が下った。そのため山門派はついに決起し、二月十七日、頼通のいる法成寺に三千人余で押しかけて、明尊就任の非なることを訴えた。頼通は翌日の会談を約して一旦は退去させたが、明くる十八日、祇陀林寺に参集していた慈覚門徒の許に使いを出して、「明尊僧正徳位相宜。慈覚之徒有相若者乎。乞莫拒訴」と一方的に告げた。激怒した僧侶達は頼通の邸宅高倉第に向かい、固く閉ざされた門の前で濫吹の事に及んだ。そうした暴挙に頼通もまた大いに怒り、能州刺史平直方に官兵を預けて僧侶達に矢を射させた。すると僧侶の中から「定勢」という剛腕の者（のちの「定清」に同じだろう）が太刀を抜いて撃って出たため、双方かなりの数の死傷者を出すこととなった（以上「元享釈書」）。依然混乱が続く中、さらに「悪僧為首定清世号出」によって、山門派の擁立する次期天台座主の第一候補（つまり明尊の対抗馬）教円が拉致されるといふ事件が起こった（『扶桑略記』同日条）。傍線部Dの「山僧」とは、

すなわちその定清のことであろう。定清がかかる強硬手段をとったのは、傍線部Cによると、明尊と教円との「同意の聞え」があつたからだという。実際教円はかねてから「不望此座主」と噂されていたらしく〔春記〕長暦二年十月二十二日条)、定清は弱腰の教円に翻意を促そうとしたのだろう。西坂本方面に車で連行された教円は、結局随願寺で解放され、定清は検非違使によつて捕らえられた。その後「下獄考訊」された定清の「陳申事」によつて、三月九日、大僧都頼寿・少僧都良円・阿闍梨充慶らの罪名が勘ぜられた(以上「百鍊抄」長暦三年二月十八日条)。ただ「春記」を見る限りでは、頼寿も良円もむしろ穩健派だつたと言つてよく、彼らなりに何とか慈覚門徒の暴発を食い止めようとしていたらしい(長暦二年十月二十七日条など)。そうした点、彼らが「黒幕」だつたという見方は、⁽¹⁴⁾どうも当たらないように思われる。傍線部Eに見られる「頼寿・良円両僧都、蜂起の張本なり」という勅勸の理由もあるいは「惣山上逆乱事、良円所為之由、衆人讒言」(同十二月十六日条)などと同様の讒言によるものであつたのかもしれない。ともあれ、このようにして処罰を断行した後朱雀天皇と頼通であつたが、山門派の強訴の前にはついに屈せざるを得ず、三月十二日、教円に宣命を下して、第二十八代天台座主に任じたのだった。

明尊に二度目のチャンスが回つてきたのは、それから九年後の永承二年(一〇四七)のことである。六月十日に教円が入寂したため、その後任に明尊が名乗りを上げたのであるが、そこでまたもや一騒動が持ち上がった。山上では再び騒乱が捲き起つて天下の憂えるところとなり、そのため座主の指名は先送りされ、慈覚門徒は灌頂や秋の受戒を勤めなかつた。そうした事態を、しかし今回はどうにか切り抜けたらしく、永承三年八月十一日、ようやく明尊に第二十九代天台座主の宣命(「朝野群載」に所収)が下ることとなる。ところが勅使となつた少納言藤原永職は、山僧の妨害に遭つて比叡山に登ることができず、宣命を水飲(比叡登山道の一地点)の辺りに捨て置いたまま、胸の病と称して引き返してしまふ。その後外記某と史某が、宣命を延暦寺の三綱に渡そうとするが、勅使がないからと拒

否される。史某が事情を説明していたところへ、明尊の使いが来て宣命を受け取ったという（以上、統群書類従本『天台座主記』）。しかし結局明尊は山門派の圧力に堪えかねたようで、その二日後の八月十三日に、辞表（『本朝統文粹』などに所収）を出して座主職を退いた。念願が叶った末の、わずか三日の治山であった。

以上が明尊の関わった天台座主問題の一部始終である。このように明尊が、寺門派であるにも関わらず二度も天台座主の候補となり、しかも三日間とは言えその職に就くことができたのは、もちろん頼通の後ろ盾があったからである。明尊の重用はすでに道長の時代から始まっており、例えば長和四年（一〇一四）十二月に頼通が重病を患った時の夜居の僧は明尊であったし（『栄花物語』卷十二）、万寿四年（一〇二七）八月二十三日に道長が主催した法成寺釈迦堂供養の講師も明尊が務めた（『小右記』同日条）。同年十二月に道長が没したあとは頼通の信任いよいよ厚く、長暦三年（一〇三九）五月七日の上東門院彰子の受戒（『扶桑略記』同日条）など、一族に関わる仏教行事のほとんどを明尊に任せている。頼通がその男の覚円（宇治大僧正、第三十四代天台座主）を託したのも明尊であった。また頼通は永承七年（一〇五二）三月二十八日、宇治別業を寺となして平等院と号したが、その初代執印にはやはり明尊を補している。ちなみに平等院という号は三井平等院に準えたもので、以後永く園城寺の別院とされたという（以上『寺門伝記補録』）。

このような、有力貴族による特定の高僧、引いてはその所属寺院の優遇は、十世紀中葉の師輔と良源との提携以来、多く見られる現象で、その点頼通と明尊との関係も基本的には異とするに足りないだろう。德行優れ学識豊かな明尊に深く帰依し、その祈祷を恃みとすることで、頼通は呪詛などの災厄から逃れ、一族にさらなる繁栄をもたらそうとした。一方の明尊にしてみても、外護者に摂関家を持つことは、そのまま寺門派の権益と勢力の拡大に繋がっていくのだから、山門派との対立が続く時期にこれほど有利な話はない。かくして両者の利害は一致して、その結びつきも

強固なものとなつていったわけである。

ただ頼通は、やはり明尊に肩入れし過ぎたようである。例えば頼通に先立つて寺門派に厚い庇護を加え、のちに「三井大檀越」(『寺門伝記補録』)とさえ呼ばれた道長は、しかし観修や心誉といった鼻肩の僧を天台座主に推すことまではしなかつた。山門派に人材が豊富だったせいもあるが、そうした場合に捲き起こる反対運動の激しさを弁えてもいたのだらう。¹⁵⁾ 頼通はその点の認識が甘かつた。頼通の時代に山門派の強訴が頻発したのは、言うまでもなく明尊を天台座主に補そうとしたことがきっかけとなっている。それは先の実資の言に見られたように、一面では正論であつたが、結局は天台内部の情勢を省みぬ、側近優先の人事に過ぎなかつたのではないか。長暦二年に天台座主問題が持ち上がった頃、『春記』においてその記主資房は、

博陸已一定明尊事云々、王者更無勝臣政歟、仍国家災難拳足可待、又仏法破滅之時也、執柄不憶天下之内、又忘身害歟、^F是彼身無争臣之故也、(長暦二年十月十二日条)

と、後朱雀天皇の意向をもないがしろにしがちな頼通の、人事に関する独裁ぶりを痛烈に批判している。執政者による一族親近の尊重は、いつの時代でも行われるものだが、それにしても頼通の場合はその傾向が著しい。実に五十年間にも及ぶ頼通の政権下、公卿の座がほぼ常に親族や昵懇の者で独占されていたことは周知のとおりだし、この事件よりのちの後冷泉朝においてもまた、除目の際などは「かの殿の人に、受領にてもただの司にても、よきところはなされたまひき」(『栄花物語』卷三十八)という有様であつたという。確かにこうした独裁体制によつて政局は安定(もしくは停滞)し、それに伴つて貴族達の間では、享樂的な文学活動が盛んに繰り広げられていくようになった。その意味で頼通の採つた身内優先策は、この時代の文学的活況の一因を成していたとも言えよう。しかしそのような恣意的な人事が、一方で山門派と寺門派の対立を深めさせ、後代に禍根を残したこともまた事実であらう。

ともかくこの天台座主問題で、はからずも頼通の状況認識の甘さが露呈された形となった。それは傍線部Fで資房が指摘しているとおり、確かに「彼身無争臣之故」であつたろう。この頼通の時代は、一昔前のように他氏排斥を画策する必要も、藤原氏内部の勢力争いに明け暮れる必要もなく、少なくとも宮廷内部においては平穩無事を保つてい
たと言つてよい。對抗勢力の不在によつて摂関家の権威は安定し、頼通は絶大なる富と権勢を背景として文化全般の
振興に務めた。それは右に述べたような貴族達の動向や、また当時の宮廷社会の特殊な状況——頼通を核とする一大
家族集団によつて構成されているという⁽¹⁶⁾と相俟つて、この時代に絢爛豪華な摂関文化の隆盛期をもたらした。し
かしまた對抗勢力の不在は、同時に頼通から外庄に対する危機意識を欠落させ、その結果天台内部の混乱と山門派の
強訴という非常事態を招くに至つた。爛熟した摂関文化の現出と、山門寺門の抗争の激化は、一見無関係そうではあ
るが、そうした意味においては、実は表裏一体の現象であつたとも言えるのではなからうか。

六

天台座主は辞したものの、仏教界においては依然重きをなしていた明尊は、その後も非常な長寿を保ち、後冷泉朝
の康平三年（一〇六〇）にはついに九十の齡を迎えた。頼通はこれを祝して、同年十一月二十六日、白河の別業で九
十賀の法会を催した。『平定家朝臣記（康平記）』⁽¹⁷⁾同日条には、当日の場のしつらいや儀式次第の様子が詳細に記さ
れており、その中には例の伊勢大輔の歌に関する記述も見られる。

寢殿西渡殿為大僧正座。

立浅黄綾屏風二帖。(略)銀杖倚立屏風。件杖
頭懸浴着和歌。伊勢大輔説之。藏人弁書之。

すなわち寢殿西の渡殿に明尊の座が設けられ、そこに浅黄色の綾屏風二帖が置かれ、その屏風に銀杖が立てかけられ、

その杖の頭に伊勢大輔の歌が懸けられたという（なお「洛」の字は不審）。歌の中では「竹ノ杖ニゾ契ツル」と詠ま
れながら、実物の杖が銀製だったというのは、矛盾しているわけではなく、時代は下るが建仁三年（一一〇三）十一
月二十三日の俊成九十賀の場合と同様、「以銀作之。件杖竹形也」（群書類従本「俊成卿九十賀記」ということだろ
う。また歌を清書したのは「蔵人弁」だったというが、それは「帝王編年記」同日条に「清書伊房卿」とあるとおり、
当時五位蔵人で左少弁だった藤原伊房のことを指す。祖父行成の跡を承けて世尊寺流の書を能くした伊房と、大中臣
家重代歌人の伊勢大輔。明尊への遺杖歌は、まさに「当時英俊」（寺門伝記補録）によって準備されたものだった。

さて『平定家朝臣記』によると、巳刻に頼通以下諸卿が会し、午刻に明尊が諸僧を従えて参入、それから諷誦・賜
祿・舞楽などが行われ、日没のち大納言源師房が和歌序を執筆、続けて「殿下並両丞相」が盃をとって和歌を詠じ
させたという。本稿の冒頭で引いた「袋草紙」の傍線部Aには「此賀歌ハ、宇治殿大ニ条殿堀川大臣土御門右大臣等、
読給ヘリ」とあったので、その「殿下並両丞相」とは時の関白頼通・左大臣教通・右大臣頼宗のことであり、彼らの
作った歌がこの時それぞれ詠じられたものと考えられよう。ところでこの傍線部Aについて、例えば「袋草紙考証」⁽¹⁸⁾
では「この箇所言う、明尊僧正九十賀における頼通以下の人々の歌は管見に入らない」とされ、その後の新日本古
典文学大系本でも「明尊僧正の賀歌は頼通・教通・頼宗・師房が詠じた。ただしこれらの歌は伝わらない」とされて
いる。ところが実はそれら四首は、すべてこの「平定家朝臣記」に残されているのである。同記は当日の記録を「…
僧正被退出、（略）頃之殿下還御」として一旦終えたあと、菅原定義作の願文（『扶桑略記』『本朝文集』にも所収）、
藤原明衡作の諷誦文（『本朝文集』にも所収）、そして師房作の和歌序（『扶桑略記』『本朝統文粹』にも所収）を掲載
し、続けてさらに次のように、六首の歌を列記する。

つるかめもためしにひけはめなれたりこうのいしとそいふへかりける

殿下

としをへてきみかみためのわかななり我もかしこくつみてけるかな

左大臣

君かよのいと、ひさしくなりゆけは千とせのまつもわかさはさしそふ

内大臣

君か年とのりのくすりを得てければとしもかはらぬためしとそ見る

遣杖歌

よろつよをゆかむつゑとそちきりつるひさしくつきてきみかためにと

返歌

慶運律師

君をいのるとしのひさしくなりぬれはおゐのさかゆくつゑそうれしき

これらの歌の存在は、もちろん従来も知られていないわけではなかったが、⁽²⁰⁾たださほど注目されてもこなかったようである。五首目と六首目は伊勢大輔と慶運との贈答歌だから措くとして、まず作者名表記を欠く一首目は、和歌序のすぐあとに置かれているので師房の歌と考えられる。「こうのいし」とは「劫の石」。「大智度論」に「四千里石山有長寿人。百歳過持細軟衣一來払拭。令是大石山尽。劫故未尽」と見られるもので、つまり天人が衣で撫で尽くそうとしても、百年に一度のことであるのでいまだに摩滅し切らないという巨石のことである。「後拾遺集」には、

後朱雀院生まれさせ給ひて七日の夜よみ侍りける

前大納言公任

いとけなき衣の袖はせばくとも劫の上をば撫で尽くしてん

(巻七・賀・四三四、『公任集』五五五では四句目「劫の石をば」)

という公任詠が見られるが、それと同様に師房も、そうした劫の石の故事に拠って明尊の長寿を言祝いでいるのだらう。

続く二首目は頼通の歌。算賀の席に若菜の羹を供える風習を踏まえた詠であることは言うまでもない。「年を経て」は一応「摘みてけるかな」にかかるものとみておく。

少なからぬ問題を孕むのは三首目である。千歳の松に若菜が芽吹くというのは、上句にあるように、それだけ長い年月を過ごしてきたということ、後代の例だが『千五百番歌合』の季能詠「君が代は長門の島の小松原神さびてまた若葉さすまで」(千五十六番・左・二二一〇)などに通じる発想と言えよう。また『山家集』の「若葉さす平野の松はさらにまた枝に八千代の数をそふらん」(一一八一)のように、これからさらに齢を重ねていくだろう、といった意味をも含んでいると思われる。作者名表記には「左大臣」とあって、それに従えば教通の作ということになる。ところが興味深いのはここからで、この歌を載せる『万代集』は、作者を教通とはせずに、

祝の心をよみ侍りける

京極前関白太政大臣

君が世のいとど久しくなりぬれば千歳の松も若葉さしけり(巻二十・賀・三七六六)

のごとく、頼通の嫡男である師実の詠と伝えているのである。これが『万代集』の誤認でないらしいことは、伝俊頼筆の京極関白集切の中に、

いはひのこゝろをよみたまひける

きみかよのいと、ひさしくなりぬればちとせのまつもわか葉さしけり

と記した見開き二葉(本来は散らし書きなので)があることから窺えよう。もちろん何らかの事情で、教通の歌が

『京極関白集』に紛れ込んだという可能性もないが、教通の和歌事績の乏しさからして、ここは師実が教通の代作をしたものと考えたい。時に師実は十九歳。代作するには少し若すぎるようにも思えるが、しかしこの康平三年の時点で師実が、すでに和歌活動を始めていたらしいことについては指摘がある。⁽²²⁾ すなわち京極関白集切のうちの一葉に記されている、

花色映月

つきかけのはれゆくまゝ、にさくらはなそこともいと、見えそわかれぬ

という歌が、『新千載集』に「康平三年三月八日、家に花色映月といへる事を講じ侍りけるによめる」という師実詠として採られていること、また別の一葉に「康平四年三月四日、宇治にて、望山花」という詞書を持つ歌が見られることから、「十九歳の時の詠歌が残っていたとしても」「それほど信じがたいものでもない」とされている。もつともその時点では「新千載集という後世の成立である勅撰集にしかしどれだけの資料的信憑性があるかという問題は別にある」という但し書きがつけられていたが、現在においてそうした懸念は、『類題鈔(明題抄)⁽²³⁾』によって払拭し得る。同書下巻に見られる歌会関連資料は、散逸した藤原仲実編『類林和歌』からの抄出記事によって追補されたかと推測されているが、⁽²⁴⁾ そのうちの「藤大納言会⁽²⁵⁾ 康平三三八年序行家 花色映月」という記述は、まさに『新千載集』の資料的信憑性を裏付けるものと言えよう(なお師実は同年七月十七日まで権大納言、同日内大臣に昇進)。これによって師実が、康平三年に和歌活動を行っていたことは確実となり、同時に明尊の九十賀において、教通の代作をしたという可能性も極めて高いものとなるだろう。このように摂関家の嫡男が、さながら専門歌人のように代作をしたらしいというのは、しかしそれにしては大変興味深いことである。上流貴族の歌人化は、公任や頼宗あたりから顕著となるが、師実の和歌活動は少なからず、そうした風潮を受け継いだものであったと言えよう。

次に四首目。「のりのくすり」は、例えば「無量寿経」の「以諸法業救療三苦」などに見られる「法業」の訓読で、衆生を苦しみから救う仏法を業に喩えたものである。歌意はいささか汲み取りにくい。明尊の長寿と法業とを得られたので、今後はこれが永久不変の吉例となる、といったあたりであろうか。ところで話は少し飛ぶが、今も触れた師実の内大臣昇進は、この算賀の四ヶ月前だった。それは上位四名を超越するという破格の人事であり、飛び越されたうちの一人長家は、憤懣のあまりか檳榔車を焼いたという（『公卿補任』康平三年条）。さて、当該歌の作者名表記には「内大臣」とある。それを師実と認定された井上宗雄氏は、また右のような当時の状況を踏まえて、「明尊九十賀には頼通・教通・師実の詠がみえ」、「頼宗・能信・長家兄弟がみえない。これも」師実昇進の一件の「余燼であろうか」とされている。⁽²⁶⁾つまり道長の諸子のうち、倫子腹と明子腹との間にあった微妙な対立関係が、この時の賀歌の作者の顔触れにも反映されていようか、というのだが、しかしそれ以前の問題として、当該歌の作者はとも師実ではないように思われる。確かに「内大臣」という作者名表記を信じた場合は、師実とせざるを得ないであろうが、以上に述べてきたように師実が、代作者としていわば裏方に徹していたらしいことからすると、ここは「右大臣」の誤りとみて、『袋草紙』が「堀川大臣（略）読給へり」と言うように、頼宗の詠と考えるべきだろう。すなわち倫子腹のみならず、明子腹からも賀歌は出されていたことになる。また能信と長家の歌が見えないというのも、彼らが詠進を拒否したとか、そういうことではなさそうで、おそらくはもともと関白と左右の大臣、それに序者だけが詠むという趣向だったのではないか。もちろん当時の貴族にとって、官位を越されることは大変な屈辱だったから、能信にしる長家にしる、何かしら含むところはあったであろう。しかしそれを算賀の席に持ち込んだとまではみなくてもよさそうである。頼通を中心として一族は、少なくとも表面上は団結し、多年にわたって摂関家の繁栄を祈り続けてきた明尊の長寿を祝福した。「左大臣以下皆参」（『扶桑略記』同日条）というその盛儀は、高僧明尊の名声を揺るぎ

ないものとしたのみならず、同時に摂関家内部の協調性と、なお衰えぬ勢力を、世に知らしめたことであろう。

七

それから三年後の康平六年（一〇六三）六月二十六日に、明尊は九十三歳で入滅した。『新古今集』には、竹の杖の返歌を詠んだ弟子慶暹の、次のような哀傷歌が見られる。

僧正明尊かくれてのち、久しくなりて、房なども岩蔵にと

りわたして、草生ひ茂りてことざまになりけるを見て

律師慶暹

なき人の跡をだにとてきてみればあらぬ里にもなりにけるかな（巻八・哀傷・八一九）

詞書にある「房」とはおそらく、園城寺内に設けられていた明尊の住房のことであろう。その房を「石蔵にとりわたし」というのは、下句の「あらぬ里にもなりにけるかな」からすると、どうやら建物を丸ごと移築したということらしい。その理由は不明だが、石蔵が大雲寺などのある寺門派の拠点であったことと何らかの関係があるのだろう。ともかく住房跡は荒れるがままで、かつて明尊が暮らしていた形跡などは一切残されていなかった。そうした光景を目にしての、慶暹の感慨である。このように明尊を慕い続けた慶暹も、その翌年にはこの世を去った。

さて明尊の入滅後、摂関家内外の状況もまた急速な変化を見せ始める。まず明るる康平七年（一〇六四）に長家が、また同八年（一〇六五）に頼宗と能信が相次いで没し、それから三年後の治暦四年（一〇六八）には頼通が、関白職と「政無巨細可諮詢之勅」（「公卿補任」同年条）を辞して宇治に隠棲、その後任には師実ではなく教通が就くことと

なる。一方同年の後三条天皇即位と、翌延久元年（一〇六九）の貞仁親王（のちの白河天皇）立太子は、摂関家の権勢を相対化させる契機となった。このように、図らずも明尊の死を境として、摂関期から院政期へと、時代は大きく移り始めたわけである。そうした意味において、摂関家の宗教的側面を支え続けた明尊の死は、摂関時代の終焉を予兆するものであったようにも思われるのである。

〔注〕

（1）後藤祥子・八木京子「元輔集注釈余滴——「とまとき」・「腹赤」について——」（『国文目白』平成三年十一月）、後藤祥子「元輔集注釈」（平成六年十一月 貴重本刊行会）。

（2）東京大学史料編纂所蔵の写真帳より引用。

（3）『寺門伝記補録』に「兵庫頭拳トモトキ時子」とあるのも、おそらく「奉時」の誤りであろう。

（4）相田二郎『日本の古文書 上』（昭和二十四年十二月 岩波書店）、平林盛得「仏教文書」（『日本古文書学講座 三 古代編 II』所収 昭和五十四年八月 雄山閣出版）。

（5）ついでながら『松花集』に見える次の一首も同様の理解が可能である。

ほのしれりける童、かしら下ろしてのち、戒牒をあつらへ
侍りけるを、書きてつかはすとて、包み紙に 入道親王尊

おもふことまだかきやらぬ水茎のうきかたにしも跡をつけつる（巻五・恋上・一七一）

作者の「入道親王尊」とは、青蓮院流の祖として名高い尊円親王のことである。剃髪した少年がその尊円に「戒牒をあつらへ」というのは、やはり戒牒の清書を依頼したものと考えられよう。なお承諾した尊円は、戒牒の包み紙に一首を記して送ったというが、それはいわゆる稚児愛の歌。戒牒などよりも、本当は恋文を書きたかったのに、というのである。

（6）以下「僧綱補任」は特に断らない限り、小池一行・平林盛得『五十音引僧綱補任 僧歴綜覧』（昭和五十一年七月 笠間書院）に拠る。諸本の区別は煩雑になるので省略した。

（7）『角川日本地名大辞典25 滋賀県』。

(8) ちなみに当該歌とよく似た表現を持つものとして、千観阿闍梨(九一八—九八三)作『極楽国弥陀和讃』の「八功德水池すみて 苦空無我の波唱へ 常楽我浄の風吹きて 天の音楽雲にうつ」や、『梁塵秘抄』の「近江の湖は 海ならず 天台薬師の池ぞかし 何ぞの海 常楽我浄の風吹けば 七宝蓮華の波ぞ立つ」(卷二・二五三)、また『源平盛衰記』の「風嶺松ヲ吹折ハ近ク常楽我浄ノ観ヲ凝ス」などが挙げられる。特に『極楽国弥陀和讃』では「苦空無我」と対になっていて興味深い。当該歌を含めこれらには、何らかの共通の典拠(常楽我浄の風が吹く、といった内容の)がありそうにも思われるが、現時点では残念ながら見出せない。

(9) 『仏書解説大辞典』その他の解説書・辞典類を参照。

(10) 『後拾遺集』に見られる、

山階寺供養のち宇治前太政大臣のもとにつかはしける

堀川右大臣

深き海の誓ひは知らず三笠山心高くもみえし君かな(卷十九・雑五・一一四三)
という頼宗の歌(また『入道右大臣集』五三)は、諸注釈によってこの折の詠と指摘されている。

(11) 『日本古典文学影印叢刊13 新勅撰和歌集』(昭和五十五年五月 貴重本刊行会)で確認。

(12) なお『新勅撰集』には、「誰も皆…」の歌に続けてもう一首、

錫杖の心をよみ侍りける

むつの輪をはなれて三世の仏にはただこの杖にかかりてぞなる(卷十・釈教・五八一)

という明尊詠が見える。すでに川村見生「藤原兼房」(『撰関期和歌史の研究』所収 平成三年四月 三弥井書店、初出『芸文研究』三十二号 昭和四十八年二月)、及び「能因集注釈」(平成四年六月 貴重本刊行会)で指摘されているように、この「錫杖」という特殊な題は、明尊と同時代の歌人達によっても詠まれている。同論では兼房・能因・範永・家経・資業・伊勢大輔そして明尊の名が挙げられ、「兼房が中心となって歌人たちに詠ませ」たものと論じられている。もともとそれらの歌の詞書には、ほとんどの場合「錫杖」などであるだけなので、詳しい詠作事情は不明であり、そのため「同一」の折である明徴は認め得ないが」ともされている。そうした点、『新統古今集』の、

錫杖の歌として人人よみけるに

小弁

長き夜の夢はいかでかさまさまし音する杖にかからざりせば(卷八・釈教・八五〇)

という小弁の詠はそれなりに注目されようか。これは同論で未紹介の歌であるが、詞書の「人々よみけるに」という記述からは、同時期に複数の人物によって詠まれた錫杖詠の存在が知られよう。それは「伊勢大輔集」の「兼房の君、さくふむの歌人々よむを、よみたらばおこせよ、見む、とありしに、まだよまずといひしかば、かく」(II二二)という詞書と相俟つて、右の錫杖詠が同時期のものだった蓋然性を、わずかなりとも高めるだろう。なお「兼房の主權者的側面」というのは、確かに認められそうだが、錫杖という釈教的な題材からすると、この企画には明尊の存在も少なからず作用していたように思われる。

(13) 坂本賞三「藤原頼通の時代——撰閣政治から院政へ——」(平成三年五月 平凡社選書)。

(14) 西尾光一・小林保治校注「新潮日本古典集成 古今著聞集 上」頭注(昭和五十八年 新潮社)。

(15) 例えは長和元年(一〇二二)五月二十三日の、山僧らによる有名な比叡山騎馬投石事件で、道長は「当時後代大恥辱」を味わっている。騎馬にて登山する者は「縦大臣・公卿なりとも執髪引落」(以上「小右記」翌日条)と放言して憚らず、實際道長の一行に向かって投石をするという暴挙に出た彼らの傍若無人さに、道長も少なからず苦慮したものと思われる。

(16) 犬養廉「和歌六人党に関する試論——平安朝文壇史の一齣として——」(「国語と国文学」昭和三十一年九月号)。

(17) 以下「平定家朝臣記」は彰考館蔵本(卯一—〇五五六二、国文学研究資料館のマイクロフィルムで披見)に拠る。

(18) 藤岡忠美・芦田耕一・西村加代子・中村康夫「袋草紙考証 雑談篇」(平成三年九月 和泉書院)。

(19) 藤岡忠美校注「新日本古典文学大系 袋草紙」(平成七年十月 岩波書店)。

(20) 井上宗雄「道長の諸子——頼宗・能信・長家 付源師房——」(平安後期歌人伝の研究 増補版)所収 昭和六十三年十月笠間書院)、片山剛「源師房の歌壇活動」(鈴峯女子短大・人文社会科学研究集報)三十六号 平成元年十二月、川村晃生校注「和泉古典叢書 後拾遺和歌集」(平成三年三月 和泉書院)など。

(21) 以下小松茂美「古筆学大成19 私家集三」(平成四年六月 講談社)に拠る。

(22) 久保木哲夫「京極関白師実とその和歌活動」(「山岸徳平先生記念論文集 日本文学の視点と諸相」)所収 平成三年六月 汲古書院。

(23) 「類題鈔」研究会編「類題鈔(明題抄) 影印と翻刻」(平成六年一月 笠間書院)。

(24) 浅田徹「藤原仲実の類林和歌について」(橋本不美男編「王朝文学 資料と論考」)所収 平成四年八月 笠間書院)。

(25) 注二十に同じ。